

宝塚市立看護専門学校運営会議規程

(趣旨)

第1条 宝塚市立看護専門学校学則(平成7年規則第18号)第32条の規定に基づき、学校の円滑な運営を図るため、宝塚市立看護専門学校運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 運営会議は、次の事項について審議する。

- (1) 学校の教育方針、教育計画及び教育内容に関すること。
- (2) 学校の学則並びに規程の制定改廃に関すること。
- (3) 学生の退学(学則第16条第1項の規定に基づく退学を除く。)及び懲戒処分に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、学校の管理運営上重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 運営会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、学校長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教務主任をもって充てる。
- 4 委員は、総務部長、行政管理室長、その他委員長が必要と認めた者で構成する。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 運営会議は、4月及び9月に開催するものとする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、随時開催することができる。

- 2 運営会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 運営会議の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員長、副委員長、委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。